

8. その他

項目【根拠法】	現 状	要望内容【期待される効果】
(36)輸出入貨物の到着（搬入）即時リリース実現に向けた通関・輸入手続きの見直し【関税法、関税定率法、関税暫定措置法】	輸出入者（代理人）による保税地域搬入届に依存した輸出入通関及び貨物リリース管理が行われている。しかし、生産・物流に必要なのはスピードであり、これを妨げない制度づくりが必要である。（米国は93年に新関税法を導入し、貨物は即時リリースし書類手続きは事後である）	輸送業者が作成するマニフェスト（積荷目録）に基づいた貨物の到着（搬入）・即時リリースの原則化。 【貨物リリースの手続きに要する時間の短縮は国際標準実現に必要な不可欠な要素】
(37)保税蔵置場の許可基準の緩和 【関税法第43条および関税法基本通達】	関税法基本通達にて、保税蔵置場は、当該施設の所在地を所轄する税関官署から概ね25キロメートル以内とされている。	保税蔵置場の設置場所の距離範囲拡大。 【場所の範囲を広げることにより、保税蔵置場範囲が地価の低い地域にも拡大し、物流関連企業の進出が容易となり、国際ビジネス交流が進展する。関空周辺地域は地価が高いが、郊外に立地可能となればコスト的に見て関空の魅力が高まる】
(38)港湾地区における高圧ガス貯蔵に係る規制の緩和【高圧ガス保安法】	高圧ガスを輸入した際、概ね2時間を超えて滞留する場合は高圧ガス貯蔵の許可が必要であり、当日中に港湾からの搬出を要求される。一方、多くの港湾バスは貯蔵許可を持っておらず、物流のコントロールが非効率である。	高圧ガスの貯蔵場所として、港湾地区における貯蔵許可範囲の拡大するなど、貯蔵に係る規制を緩和する。 【物流の効率化、物流コスト削減】
(39)可燃性高圧ガス並びにフッ酸輸送に係るワンマン運行に係る規制緩和【高圧ガス保安法、毒物及び劇物取締法】	高圧ガスの運送並びにフッ酸の運送において、積載量5トン以上で200kmを超えて運行する場合、運転を交代させなければならない。しかし、近年、道路も整備されており、1人の運転手で200kmを超えて運行することは負担にはなっていない	単独運行可能な積載量、距離の規制を緩和する。 【物流コスト削減】
(40)高圧ガス警戒票表示義務の緩和【高圧ガス保安法】	積載容器の内容積合計が40リットル以上の場合、車両に警戒票を掲示することになっている。しかし、LPGや酸素などの汎用ガスに比べてフルオロカーボン（フロン）等の移動範囲が広域であり、特にフロン回収等の移動を宅急便や路線貨物便に依存することが多いが、これら全車に警戒票を掲げるのは不可能である。	警戒票の掲示規制からフルオロカーボンを除く、または容積基準を拡大する（500リットル程度に）。【物流の効率化】
(41)プリペイド型電子マネーのプリカ法適用による規制の緩和 【前払式証票の規制等に関する法律（通称：プリカ法）】	オフィスビル内で入居企業用の食堂・売店・自販機等の利用代金決済にICカードを媒体とした電子マネーを利用する場合、あらかじめ現金・クレジットカード・預金等の移動により価値データをICカードにロードするプリペイド方式では、プリカ法の規制対象となり、財務局への届出や供託金の拠出もしくは保証会社への保証委託などの手続きが必要になる	限定された場所（同一ビル内など）におけるクローズな少額決済の電子マネーの利用であれば、プリカ法の規制対象からはずす。 【ビル内キャッシュレスの実現が容易になり、入居者の利便性が向上するとともに国内電子マネーの利用促進にも追い風になる】
(42)登記簿の閲覧の電子化 【商業登記法、不動産登記法】	登記簿の閲覧および謄本申請等は管轄の法務局において行えるが、遠隔地にいる場合、閲覧が不便である。	登記内容を電子化して、インターネットによる閲覧を可能とする。 【事務コストの軽減】
(43)住民税届出窓口の全国一本化及び関係書類の電子データ化	社員の住所変更・退職等の届出・税金納付等を、各市町村に対して紙ベースで行っており事務作業量が膨大なものとなっている。	全国どこでも、電子データによる全市町村への届出を可能とする。 【事務コストの軽減】